

第 7 章 資料編



1 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例

平成31年3月29日条例第41号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき鎌倉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例施行規則

平成31年3月29日規則第37号

（趣旨）

第1条 この規則は、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例（平成31年3月条例第41号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長等）

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

（意見の聴取）

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。

(幹事)

第7条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3 本計画策定における鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

選出区分	団体（所属）名等	氏名
学識経験を有する者又は 知識経験を有する者	駒澤大学文学部社会学科教授	川上 富雄
公共的団体が推薦する者	鎌倉市自治町内会総連合会副会長	奥村 徹也
公共的団体が推薦する者	鎌倉市民生委員児童委員協議会副会長	星野 茂
公共的団体が推薦する者	みらいふる鎌倉副会長	石渡 好行
公共的団体が推薦する者	鎌倉市肢体不自由児者父母の会会長	國分 哲男
公共的団体が推薦する者	かまくら子育て支援グループ懇談会代表	町田 綾
公共的団体が推薦する者	鎌倉市社会福祉協議会常務理事	相川 誉夫
市民		木山 晃子
市民		関 廣治
市民		幅 敦子

※敬称略

4 社会福祉法（抄）

（平成 29 年 5 月 26 日一部改正）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

5 地域福祉計画に盛り込むべき事項（ガイドライン）（抄）

社会福祉法第107条

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について【新規】

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。

各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例

①

<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p>	<p>・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p>	<p>・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>
<p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p>	<p>・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）</p>
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p>	<p>・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）</p>
<p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p>	<p>・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、 (ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、 (イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、 (ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</p>

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	・自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項 (自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援 事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり 金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	・再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む)

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
タ 全庁的な体制整備	・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

②

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ 利用者の権利擁護 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

③

<ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
--

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

④

<p>ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
<p>イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
<p>ウ 地域福祉を推進する人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実にに向けた環境整備

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【新規】

⑤

<p>ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）</p> <p>(ア)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p>
<p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）</p> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（情報）</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>
<p>ウ多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）</p> <p>(ア)支援関係機関によるチーム支援</p> <p>(イ)協働の中核を担う機能</p> <p>(ウ)支援に関する協議及び検討の場</p> <p>(エ)支援を必要とする者の早期把握</p> <p>(オ)地域住民等との連携</p>

※第107条第五号＝第106条の3

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

6 地域福祉の推進について（神奈川県策定）

地域福祉の推進について（基本指針）平成14年7月19日

神奈川県

1) 基本指針の意義・機能

県では、地域福祉を推進し、地域福祉計画や地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年11月に県社会福祉審議会に地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、県における地域福祉の方向性について諮問し、平成14年6月11日に答申を受けました。

今後、各市町村は地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進していくこととなります。そのためには、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要です。

そこで県では、こうした認識を共有するため、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」や「地域福祉推進モデル事業の成果の活用」、「地域福祉計画及び地域福祉支援計画」に関する基本指針を定めました。

2) 地域福祉推進に当たっての基本的な考え方

(1) 「地域福祉」に関する考え方

地域福祉の推進に当たり、「めざす社会の姿」や「地域福祉」について次のとおり考えます。

ア めざす社会の姿

これまで、誰もが地域で当たり前の生活を送ることができる福祉社会をめざすというノーマライゼーションの考え方に基づき、住民参加による地域に根ざした福祉の展開に取り組んできました。

今回の社会福祉基礎構造改革の理念や福祉に対する県民の意識・ニーズの変化を受け止めて、取り組みを一步進め、今後は、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が参加し、協力して、「誰も排除されない、誰も差別されない社会」、「共に生き、支え合う社会」をつくっていく（ソーシャル・インクルージョン）、そうした地域社会をめざします。

イ 「地域福祉」に関する考え方

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、助け合いの心を広める共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、地域における様々なサービス・活動等が組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことです。

ウ 「地域福祉」の推進

地域福祉の推進には、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動など地域における福祉活動を行う場」であり、「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支える場」である「福祉コミュニティ」をつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉のとらえ方

これまでの福祉は、児童、障がい、高齢者等を対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、これからは「一人ひとりの能力、課題解決意思を十分に生かしながら、地域で自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど、幅広い観点から福祉を地域で組み立てていく必要があります。

(3) 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者はすべての人々です。地域において誰もが一人の人間として大切にされながら生き生きと暮らしていくためには、「社会的孤立の予防」が第1の基本であり、地域において排除されやすい（あるいはされている）「弱い立場にある人々」の権利を守りながら、社会的に孤立しないようなくみづくりが大切です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がいのある人本人及び家族だけでなく、社会的に孤立している子育て中の若い親や一人暮らしの高齢者、国籍や言葉の壁、文化の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなくさまよう若者たち、いわゆるホームレスなど、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

(4) 選択による地域福祉サービス

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援やマネジメント、苦情解決、第三者評価など、利用者を支援するしくみを充実していく必要があります。

(5) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な主体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、パートナーシップのもとに役割を果たしていく必要があります。また、様々な主体が「その地域の福祉をどう考えるのか」について認識を共有しながら、地域の生活上の課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

3) 地域福祉推進モデル事業の成果の活用

5つの市町（横須賀市、平塚市、厚木市、開成町及び相模湖町（現相模原市））において実施した地域福祉推進モデル事業では、それぞれの地域の実情に応じて特色ある福祉コミュニティづくりが進められ、次のような成果が得られています。

(1) 地域住民が参画した福祉コミュニティづくりの進め方の手法が得られたこと

(2) 福祉コミュニティづくりに当たって核となる人・団体等の役割の重要性が改めて認識できたこと

(3) 人と直に接しながら生活上の課題や福祉のニーズ、地域資源を把握することを通して、福祉コミュニティづくりそのものが進むということを認識できたこと

(4)住民一人ひとりの求めるニーズや生活上の課題を把握することと、それをサービスの担い手や地域資源とつなぐことの大切さが改めて認識できたこと
今後も、各地域における地域福祉の取組みを研究し、その成果を活用していくことが大切であると
考えます。

4) 地域福祉計画及び地域福祉支援計画

(1) 地域福祉計画

市町村が定める地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められたとおり、「地方自治法第2条第4項に定められた基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」ものであり、策定については各市町村の裁量に委ねられている、任意の法定計画です。

任意の計画ですが、地域福祉の推進は、行政だけで進められるものではなく、広く地域住民等の理解と協力の上に成り立つものですので、それぞれの地域の特性に応じて、市町村としての地域福祉推進の考え方を検討し、明らかにしていくこと、また、市町村として実施する具体的な施策・事業について目標を定め、それを明らかにしていくことが大切です。

また、そうした措置を講じることは、社会福祉法第6条に定められたとおり地方公共団体の責務ですので、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが求められていると考えます。

なお、同法に掲げられた事項が盛り込まれ、策定・変更にあたって住民意見の反映等の必要な措置がとられ、その内容が公表されるものであれば、総合計画等別の計画の中に、同法に定められた地域福祉計画を位置付けることも可能です。

(2) 地域福祉支援計画

県はこれまで、広域自治体としての役割を踏まえ、地域福祉を推進するため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」に位置づけられた主要施策の「身近な地域福祉のしくみづくり」や、重点プロジェクトの「地域ケアのしくみづくり」などに取り組んできています。地域福祉の推進に当たっては、まちづくりや教育など関連分野も含めた総合的かつ計画的な取組みが求められていることから、今後も引き続き、県の総合計画を推進する中で、地域福祉の取組みや市町村における地域福祉推進の支援を図っていきたいと考えます。

今後、県民や市町村等から広域的な対応が求められるニーズや生活上の課題について情報を収集し、県社会福祉審議会の意見を踏まえながら、県民や市町村等とともにめざす方向性や、県として広域性、専門性、先駆性などの視点から担うべき役割等について整理し、平成15年度を目途に県の地域福祉支援計画のあり方等を取りまとめます。

7 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

平成31年3月25日条例第32号

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

- (1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策
 - ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。
 - イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。
- (2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策
 - ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。
 - イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。
- (3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。
- (4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策
 - ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。
 - イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

8 計画の策定経緯

令和元年度（2019年度）

5月	24日 第1回地域福祉計画推進委員会 ○策定方針の決定
6月	市民アンケート調査（6月12日～7月2日）
7月	地域懇談会（7月31日～8月8日） 7月31日（水）腰越地域（腰越学習センター） 西鎌倉地域（腰越学習センター） 8月6日（火）鎌倉地域（福祉センター） 深沢地域（深沢学習センター） 8月8日（木）玉縄地域（玉縄学習センター） 大船地域（大船学習センター）
8月	20日 庁内連絡会 27日 第2回地域福祉計画推進委員会 ○市民アンケート結果、地域懇談会報告、骨子案提示
11月	5日 庁内連絡会 15日 第3回地域福祉計画推進委員会 ○計画素案提示
1月	パブリックコメント
3月	2日 庁内連絡会 2日 第4回地域福祉計画推進委員会 ★計画策定